

# オスマン朝における イエニチエリの廃止と軍制改革

——ダマスカスの事例——

大河原知樹

東洋学報

## 1. はじめに

本論文は、オスマン朝支配下のダマスカスにおけるイエニチエリの廃止プロセスの検討を目的としている。オスマン朝の軍制においてイエニチエリを研究することの重要性は無論のこと<sup>(1)</sup>、近年の研究の進展によって、都市内の有力な社会集団としてのイエニチエリの位置づけが定着してきた。アラブ地域では、ラーフィクに始まるダマスカスの都市社会の研究<sup>(2)</sup>やボードマンに代表されるアレッポの都市社会研究<sup>(3)</sup>、レイモンによるカイロの都市社会研究<sup>(4)</sup>がある。そこではイエニチエリが都市社会の軍事、政治、経済などの実に多様な局面に深く関わっていたことが明らかにされている<sup>(5)</sup>。

しかしながら、イエニチエリを研究する際に検討せねばならない重大な問題は、未だに着手されないまま残っている。それが本論文で検討するイエニチエリの廃止という問題である。イエニチエリの廃止にかんする体系的な研究は、今のところ1826年6月のイスタンブルのイエニチエリの廃止を扱ったウズンチャルシュルの研究しかない<sup>(6)</sup>。上で述べたアラブ地域における研究の多くは19世紀以前を扱っているため、その廃止に言及しなくともよいが、19世紀を扱った研究においても、イエニチエリの廃止にかんする検討がほとんどなされていないことは問題であろう。

これらの研究を詳細に検討すると、そのことが一層明確になる。ラーフィクは、ダマスカスの居住区の一つであるマイダーン地区を1825年から1875年の時期に限って研究した際に、1825年を分析の開始年代に決めた理由を「イエニチエリが1826年にマフムト2世によつ

て解隊させられた<sup>(7)</sup>」からだと説明している。またヌアイサは「1826年にイスタンブルでイエニチエリが廃止され、ダマスカスのイエニチエリも廃止された<sup>(8)</sup>」と述べる。しかし、双方とも史料や典拠を提示していないことから、推論の域を出でていなことが明らかである。また、中央でイエニチエリが廃止されたから、地方のイエニチエリも廃止されたという論の進め方も正しいとはいえない。バグダードのイエニチエリが1831年まで廃止されなかつたことがその反証となろう<sup>(9)</sup>。ダマスカスでのイエニチエリの廃止を論じるために、ダマスカスのイエニチエリの廃止にかんする史料を提示する必要があるにもかかわらず、両者にはそのような姿勢が見られない。

一方、1783年から1832年までのダマスカスの政治を研究したコリーは、1826年にイスタンブルでイエニチエリが廃止され、代わりにムハンマド常勝軍が設立された経緯にふれた上で、「しかしながらダマスカスにおける2つのイエニチエリ部隊も廃止されたという証拠は何もない<sup>(10)</sup>」と述べる。彼は上の2人とは反対に、ダマスカスでイエニチエリが廃止されなかつた可能性を示唆している。だが、その根拠として彼は「廃止されたという証拠は何もない」からだと述べただけである。

1760年から1826年までのアレッポの政治を研究したボードマンは、廃止直前までアレッポのイエニチエリがアレッポ州総督をも屈服させる程の勢力を有していたこと、1826年8月7日にスルタンの勅令がアレッポのイエニチエリによって素直に実行されたという記録があること、同時代のアレッポ駐在フランス領事報告には全くイエニチエリの廃止にかんする記述がないこと、1842年にアレッポで最も影響力のあった人物が Abdallah Babolsi という元イエニチエリだったことを証拠として、アレッポではイエニチエリが部分的には社会集団として存続したと論じている<sup>(11)</sup>。だが、これにも弱い点はある。例えば、イエニチエリが武力で弾圧されたイスタンブルでも、政府に服従したイエニチエリ将校たちは、生命・財産を安堵されて別の官職に任命されたからである<sup>(12)</sup>。イエニチエリの廃止当

時にアレッポのイエニチエリ将校であった、Abdallah Babolsi も同様の待遇を受けた可能性は高い。

1760年から1860年までのアラブ地域における名望家 notables 研究の大枠を提示したホウラーニーは「イエニチエリも形式的には1820年代に廃止されてはいたが、少なくとももう1世代の間は重要な政治勢力として存続し続けた。彼らは1854年のモスルにおける蜂起の大きな要因となった。そして彼らは1860年においてもなお、アレッポで密かに集会を行っていたと報告されている<sup>(13)</sup>」と述べた。しかしながら彼の論文にも典拠が全く示されていない。

以上の研究からは、アラブ地域におけるイエニチエリの廃止のプロセスを確認できない。イスタンブルにおけるイエニチエリの廃止がオスマン朝の改革の動きにおいて極めて高く評価されていることとこれは全く対象的である。史料的裏づけがなく、憶測にもとづくこれらの研究から脱却するためには、ダマスカスにおいてイエニチエリが何時、どのように廃止されたのかというプロセスをまず分析せねばならない。幸いにして筆者はダマスカスの歴史文書館 *Markaz al-Wathā'iq al-Tārikhiya* とイスタンブルの総理府オスマン時代文書局 *Başbakanlık Osmanlı Arşivi*において、ダマスカスのイエニチエリの廃止にかんする文書を収集することができた。これらの文書は今までどの研究者も使用したことのない史料である。これを分析することで、今までの研究では触れられなかった、廃止をめぐる具体的な状況を明らかにしたいと考える。

## 2. ダマスカスにおけるイエニチエリの配備とその変遷

1516年9月にダマスカスはオスマン朝によって征服され、同名の州 *wilāya al-Shām* の州都となった。その守備のために中央から派遣されたのがイエニチエリであり、ダマスカス城砦には1553年に142人、1556年には86人のイエニチエリが駐屯していたという。史料により守備隊の人数には異同があるが、最大でも700人を越えなかつたようである<sup>(14)</sup>。ダマスカスはメッカへの巡礼団の出発地でもあったので、ダマスカスのイエニチエリは巡礼道上の城砦守備も命

じられた。巡礼道上の城砦守備についてイエニチエリの人数は18世紀のデータで800~1,250人と推定されている<sup>(15)</sup>。注意せねばならないのは、イエニチエリはスルタンの直属であり、ダマスカス州総督の指揮からは独立した部隊だったことである。

16世紀の後半にはすでに、ダマスカスのイエニチエリへの現地人の流入が進んでいた。1577年7月20日付の勅令が、イエニチエリの欠員を在地の者 *yerlü* や非トルコ人 *tat* ではなく、慣例通りルーム(アナトリア)から補充せよと命じたことにそれが現われている<sup>(16)</sup>。この頃よりイエニチエリは部隊に所属しつつ、金融業を営んだり、職人となったり、馬匹、絹を商いだした。さらには農場、果樹園、耕作地、店舗、浴場、奴隸や動産、家屋を所有し、1590年以降は徵税請負権の獲得も始めた<sup>(17)</sup>。

1656/7年、総督キヨプリュリュ・ムハンマド・パシャ Köprülü Muhammed Pasha は州外から新部隊を導入し、既存のイエニチエリを弾圧して、新部隊に城砦、市門、公共施設防衛を命じた<sup>(18)</sup>。この事件の結果、ダマスカスのイエニチエリは2部隊に分かれ、上の新部隊(カプクル部隊 *kapıkulu ocağı*)が城砦に駐屯し、既存のイエニチエリは巡礼道の城砦の守備の任務につくイエルリーヤ部隊 *yerli yeniceri ocağı* となった<sup>(19)</sup>。

カプクルの名はオスマン朝近衛軍の総称である門衛諸軍団 *kapıkulu ocaklıları* に由来する<sup>(20)</sup>。イエルリーヤと区別するためにカプクルと呼ばれているが、実際にはこの部隊が正規のイエニチエリであり、研究ではしばしば Imperial Janissaries と訳されている。カプクルの兵卒は後にバグダード、モスル、ウルファの出身者が多数となった。彼らはしばしば総督と対立したため、1740年に総督によるカプクル追放事件が起こったが、10年後に再配備されている<sup>(21)</sup>。

イエルリーヤの名はトルコ語の「在地の *yerli*」に由来する。その名の通り現地出身者で編成された部隊であり、もともとは補助部隊の意味合いが強かった。カプクル同様、やはり総督と頻繁に衝突するようになったことから、1746年に総督による激しい弾圧に会した<sup>(22)</sup>。彼らの居住地は主としてダマスカス南西部のマイダーン地

区であり、そこから巡礼道の城砦に赴任して守備にあたっていた。ダマスカスの南方約100キロに位置する穀倉地帯ハウランからダマスカスへもたらされる穀物の取り引きにイエルリーヤの将校が深く関係していたといわれている<sup>(23)</sup>。カプクルとイエルリーヤはダマスカス周辺の経済利権や政治的影響力をめぐって激しく対立した。軍事的にはイエルリーヤがカプクルを凌駕していたが、カプクルは城砦に駐屯したことから、完全に打倒されることはなかった。

### 3. ダマスカスにおけるイエニチエリの末期的状況

1727年のイラン戦役以降は州外に出撃することも、州内で大きな戦闘をすることもなくなり、ダマスカスのイエニチエリの軍事力は低下していた。事実、1771年にムハンマド・ベイ・アッザハブ Muhammad Bey Abū al-Dhahab 旗下のエジプト軍がダマスカスを包囲した際、イエルリーヤもカプクルも町の防衛に失敗した<sup>(24)</sup>。

1802年12月頃に生じた事件はこうしたイエニチエリの末期的状況を顕著に示している。当時のイエルリーヤ部隊長バフラー・アガ Bahram Agha は、部隊人事をめぐる対立からイスタンブルに逃亡し、そこでダマスカスのイエルリーヤを非難する文書を政府に上奏した。この上奏は、①ダマスカスのイエルリーヤが部隊典範や規則に従わないので部隊運営に支障が生じた。②部隊用人 *ocak kethüdasi* と部隊長代理 *halifesi* が部隊財務を独占的に管理していたが、この2名の会計を監査したところ、不正が明らかとなった。③2名の隠匿した金額を負債として取り立てた上、免職、懲罰して、別の然るべき人物を部隊用人職と部隊長代理職に任命することを希望する、の3点からなっていた<sup>(25)</sup>。

その半年後の1803年7月に、総督の命令によって、部隊用人のハサン・アガ Hasan Agha が投獄された。それから彼はイエニチエリ司令部 *bāb al-āghā* に連行されて取り調べをうけ、不正に得た金32,000ケルシュの支払いを命じられた。この機に乗じてバフラー・アガはイスタンブルを発ってダマスカスに入り、強引にイエルリーヤ部隊長に返り咲いた。しかし彼もまもなく両耳を削がれて総

督の傀儡とされ、結局、思うような部隊運営をすることはできなかつた<sup>(26)</sup>。

以上のことから、この時期におけるダマスカスのイエニチエリの実態を2点に要約できる。その第一は、総督が部隊の人事に干渉していたことである。特に1790年から1804年の間はアブドゥッラー・パシャ・アズム 'Abd Allāh Pasha al-'Az̄m とサイダー州総督のアフマド・パシャ・ジャッザール Ahmad Pasha al-Jazzār がダマスカス州総督職をめぐって政争を繰り広げ、これに巻き込まれる形でイエルリーヤの将校（アガ）たちが次々と殺害された。まず1802年にムハンマド・アガ・アルファーアミニー Muhammad Agha Arfa'amini (Arpaemini) が、翌年にはムハンマド・アガ・アキール Muhammad Agha 'Aqil が殺害された。1807年には、イエルリーヤの将校でマイダーン地区の顔役であったイスマーイール・アガ・マハーイニー Ismā'il Agha al-Mahāyini が殺害され、さらに彼の一族全員が投獄される事件が起こっている<sup>(27)</sup>。

第二は、イエルリーヤで部隊用人と部隊長代理などの一部の将校たちが、部隊の財源などの実権を握っていたことである。1802年の事件発生の直接の原因もこの点が重要なポイントと考えられる。

この問題に触れる前にダマスカスのイエニチエリの財源の歴史について補足説明をしたい。ムヒッピーは、1656／7年にイエニチエリが市門や法廷の門 abwāb al-madina wa bāb al-mahkama (の防衛)、市場監査 hisba、馬市場 sūq al-khayl、絹計量 mizān al-harīr、およびその他の任務 baqīya al-khidam allati kānat bi-'askar al-Shām から得ていた財源をカプクルに差し押さえられたと書き記している<sup>(28)</sup>。これはイエニチエリの財源が市内警備や物品流通関税であったことを示している。

18世紀のイエニチエリの財源については、これにかんする直接の史料を入手することができなかつたので、ここではバルビールの研究の巻末補遺にある1705／6年のイエニチエリの会計台帳を用いることにする。部隊は1,231人の兵員給与としてダマスカスのコーヒーハウス（徴税請負）、市場監査税、絹計量税、コーヒー関税、羊市

場税、馬市場税、ジャクマク市の仲買人税の半額、家屋税、ダマスカス特別税、ガザ、ラムラ、ラッジューン特別税の計52,315クルシュ徴収を許された。だが、実際の徴収額が規定額より3,433クルシュ少なかったので、不足補填としてマイダーン地区のコーヒー税、タバコ関税徴税請負、タバコ臨時徴税請負の計3,445クルシュを徴収し、総計では規定より12クルシュ多い52,327クルシュを徴収した<sup>(29)</sup>。

そして今回問題となった19世紀におけるイエニチェリの財源については、イエニチェリの廃止後の1827年に、その財源を没収する目的で作成された、1825／6年の会計台帳によって知ることができる。この会計簿において財源になっている税は、ダマスカスのコーヒーハウス徴税請負、市場監査 *ihtisab-ı Şam-ı şerif ve tevabi*、綿計量税、コーヒー計量税、羊市場税、馬市場税、ジャクマク市と綿市場の仲買人税の半額、ダマスカス特別税 *Şam-ı şerif avarızı*、ダマスカス関税 *gümruk-i Şam*、ガザ、ラムラ、ラッジューン特別税、小タバコ関税 *gümruk-i duhan-ı sagır*、家屋税 *bac-ı hane-i miri ve tevabi* で計51,770.5クルシュである<sup>(30)</sup>。ここで問題となるのは、徴税総額とされる51,770.5クルシュという数字であろう。前述の1706年の会計簿における徴税総額（52,327クルシュ）と比べても減少しており、この間の120年の貨幣価値の下落を考慮すると、さらに大幅な減収ということになる。

実はこの会計台帳には続きがあり、そこから実際の徴税税額は全く違っていたことが判明する。部隊の将校であるアガたちに質問がなされた結果、徴税項目は1705／6年の会計簿とほぼ一致しているが、実際の徴税総額は134,083.5クルシュであって、規定額の2.5倍程に上っていたことが記述されている。この額から兵士給与に60,000クルシュ、書記給与と手数料に7,953クルシュが支払われ、3,000クルシュが部隊のアガたちの取り分として計上されていた<sup>(31)</sup>。だが、これを合計しても70,953クルシュにしかならず、多額の使途不明金が存在する。実際にはさらにビカー地方のバッル・イルヤース Barr İlyās 村から糧抹代 *arpalık* の名目で4,000クルシュ、部隊長給与 *serdarlık* の名目で600クルシュ、ロバ市場徴税請負 *suk ul-himar*

mukataasi から食費 matbah masarifi の名目で 5,000 クルシュ、特別収入 varidat-i mahsuse の名目で 5,000 クルシュ、特別手当 havaî tayyarat の名目で 20,000 クルシュ、これに上の 3,000 クルシュを加えた合計 37,600 クルシュを部隊のアガたちが得ていたのである<sup>(32)</sup>。

上の財源はイエルリーヤの財源と考えられるが、一方のカプクルの財源については、1821年のカプクル部隊長任命時にバッル・イルヤース村の徴税から 12,400 アクチエを給与に充てるという勅令がある<sup>(33)</sup>。1828年の会計監査では、1825／6年のカプクルの財源として、布現物税 resm-i tuhfe-i akmise 15,792 クルシュの内から 6,411 クルシュが兵卒 50 名分の給与として、この徴税額の残りの 9,381 クルシュが部隊長の取り分 dizdarlık として与えられていたと報告されている<sup>(34)</sup>。計算すると兵卒の給与平均は 1 名あたりわずか 128 クルシュしかない。以上の結果を総合すると、カプクル、イエルリーヤともに部隊将校（アガ）と兵卒の経済状態に大きな格差が存在していたこと、およびアガたちが部隊の財源を握っていたことがわかる。前述のハサン・アガもこのような流れの中で部隊の財源を着服していたと結論づけられよう。また、会計台帳の分析によって、中央政府がダマスカスのイエニチエリの会計の実態を把握していなかつたことが明らかとなった。

この時期には中央でも重要な動きがあった。当時、軍制改革を進めていたセリム 3 世（在位 1789-1807）はイエニチエリの蜂起によって廢位させられ、その混乱を収めて即位したマフムト 2 世（在位 1808-39）が改革を引き継いだ。マフムト 2 世は即位直後にバルカン、アナトリアのアーヤーン（地方名望家）との間に同盟の誓約 sened-i ittifak を結んで自らの地位を承認させ、その代わりに誓約に参加したアーヤーンの既得権を認めた。これで彼は 1806 年から 12 年まで続いた露土戦争を乗りきり、次いでアーヤーンの弾圧やイエニチエリの廃止などの中央集権政策に着手した<sup>(35)</sup>。

シリアにおけるアーヤーン排除の試みもこの時期に始まっている。まず 1807 年にアブドゥッラー・パシャ・アズムが、次いで 1812 年にスライマーン・パシャ Sulaymân Pasha が罷免されて、シリアの

二大アーヤーンであったアズム家とジャッザール派がダマスカス州総督職から排除された。特に、1725年から5代、約一世紀にわたってダマスカス州総督職を歴任してきたアズム家が総督位から遠ざけられた意義は大きい。アズム家はこれ以降も政治に関与し続けるが、以前のような強権を発動することはできなかった。また、スライマー・パシャの後任、シラフダール・スライマー・パシャ *Silahdār Sulaymān Pasha*（在任1812-15）から総督を中央から派遣する形式が定着した。このように中央集権化はまず総督職から着手され、さらに後には行財政、軍制改革にまで及んでいくことになるのだが、本論の関心は軍制改革にあることから詳述は差し控える<sup>(36)</sup>。

総督シラフダール・スライマー・パシャは、着任直後にカプクル部隊180名の守るダマスカス城砦を攻略し、その後に全てのカプクル部隊員を処刑した。同様の事件は1740年にもあったが、その時はカプクルの追放だけで済んでいる。それに比べて今回の処置は異常に厳しいといえる<sup>(37)</sup>。一方、同時期にアレッポでも州総督によってイエニチエリ将校の殺害が行われ、これがマフムト2世の命令 *amr sultāni* によるものだったと記録されている<sup>(38)</sup>ことから、これらのイエニチエリの弾圧に中央政府の意向が反映していたことが読みとれるのである。

1821年からの総督就任者にはさらに特筆すべき一定のパターンがある。この年に総督に任命されたムハンマド・ダルウィーシュ・パシャ *Muhammad Darwish Pasha* は元大宰相であった。彼の後、1831年までの十年間に就任したのが8人の総督の中で、3人を除く全員が大宰相経験者であった。この時期はギリシア独立戦争や露土戦争、イラン戦役、さらにはイエニチエリの廃止と、オスマン朝にとって困難な政策を遂行した時期にあたることから、これらの総督たちは中央集権の強化のために中央政府から送り込まれたと考えられる。そして、ダルウィーシュの後任として着任した元大宰相サリフ・パシャ *Sāliḥ Pasha* が、その二度にわたる総督時代（在任 1823-24, 26-28）の間に、イエニチエリの廃止と軍制改革を試みることとなる。

#### 4. ダマスカスにおけるイエニチエリの廃止

1826年6月14日の晩、イスタンブルのイエニチエリは大鍋をひっくり返して蜂起し、イエニチエリ司令部 *Ağrı kapısı* や大宰相府 *Bab-i ali*において騒乱を起こした。これに対し、大宰相ムハンマド・サリーム・パシャ *Muhammad Salim Pasha* はスルタン側の軍隊をスルタン・アフメト・モスクに集結して、イエニチエリの鎮圧を開始した。遂にはイエニチエリが力尽きて逃走すると、スルタン側はこれを追撃して、エト・メイダーヌにあった兵営を焼き払った。こうして、イスタンブルのイエニチエリは壊滅状態となった。この勝利の後、各地にイエニチエリ廃止の勅令が発布された<sup>(39)</sup>。

中央におけるイエニチエリの廃止はダマスカスのイエニチエリに対していくなる影響を及ぼしたのであろうか。ここでは、中央とダマスカス州政府との間でやりとりされた勅令 *ferman* と上奏書簡類 (*tahrirat arz*, *i'lâm*, *telhis* など) を用いて、それを分析することにしたい。実際には、イエニチエリの廃止とムハンマド常勝軍の編成は同時に進んだのだが、記述の煩雑化を避けるため、本節でイエニチエリの廃止を扱い、次節で軍制改革を扱うことにする。

イエニチエリの廃止にかんして中央政府から発せられた最初の勅令は1826年6月中旬頃の日付になっている。そこには、イスタンブルから逃亡したイエニチエリ兵を発見し次第、処刑せよと書かれている<sup>(40)</sup>。6月下旬頃の勅令には、今後イエニチエリの名称の使用が禁じられること、イエニチエリの残存部隊は新しい軍隊であるムハンマド常勝軍に編入されること、イエニチエリ司令部はムハンマド常勝軍司令部 *Serasker paşa kapısı* に改称され、その職にはイエニチエリの廃止に手柄のあったアーサ・フサイン・パシャ *Ağrı Husayn Pasha* が就くこと、旧イエニチエリの上級将校には別の職務が与えられること、イスタンブルにおいてはイエニチエリ軍団長職、カタル・アース職 *katar agavatı*、ボリュク・アース職 *böülük ağalıkları*、ザーラジュ部隊 *zağracılık*、トゥルナジュ部隊 *turnacılık* が廃止され、地方州においてはザービト職とセルダル職 *yeniçeri*

zabitliği ve serdarlığı、ヨルダシュ職 yeniceri yoldaşlığı が廃止されると書かれていた。ダマスカスのイェニチェリは今後、総督 vüzera やカーディー hukkam、その他の軍将校 sair memleket zabitleri に服従して、各自の職業、農耕や商業 kar ve kesb ve ziraat ve hiraset ve ticaret に従事すること、違反者は処罰されると命ぜられた。さらにイェニチェリの備品が没収されて、城砦の武器庫 cebehane に保管され、備品が台帳に記録されることと命じられた<sup>(41)</sup>。

上の勅令がダマスカスで受領された様子は、幸いなことにダマスカスのカーディーから中央政府に送付された上奏文によって知ることができる。それによると、執達吏 mübaşır のムハンマド・アミーン・ベイ Muhammad Amin Bey が、このイェニチェリの廃止にかんする勅令をもってダマスカスに到着したのは7月のことであった。ダマスカスの州政府 meclis でのこの勅令が読み上げられ、代官 mütesellim のハリール・アガ Khalil Agha とカーディーのフサイン・エフエンディ Husayn Efendi ら州政府のメンバーによって宣誓がなされた後、町触れ人たち münadiler がダマスカスの市場などで勅令を公布した。それからイェニチェリ将校がダマスカス城砦の鍵を法廷に持参して引き渡し、すぐに彼から外衣 came とターバン imame が剥奪されて、蟄居 ikamet を命ぜられた。イェニチェリからはスープ用の大鍋 kazagan、バックル çapraz、カルパク帽 kalpak、カラファート帽 kalafat が没収されてダマスカス城砦の武器庫に保管され、ムハンマド・アミーン・ベイがこれらを記録した。その後、ダマスカス周辺の郡 kaza でも勅令が公布され、これをもってダマスカスに駐屯していたイェニチェリ（第16大隊 bölgük と第24連隊 cemaat）が廃止された<sup>(42)</sup>。

ここからダマスカスでイェニチェリの名称が廃止され、その武器が没収されたことが明らかとなる。ただしこの勅令には、旧カプクルと旧イエルリーヤに課せられていた任務を、今後どの部隊が遂行するかについての記述がない。しかしながら「ダマスカスのイェニチェリは今後、総督やカーディー、その他の軍将校に服従」せよと

いう下りから、イスタンブルと同じくダマスカスのイエニチエリも、戦闘可能な兵が他の部隊に編入されたか、あるいは部隊名を改称させられたことが考えられるのである。同時に発せられた別の勅令に「城砦をイエニチエリの将校から総督や県知事 *vülât ve mutasarrıflar* の管轄に移すように」とあることからもこれが裏づけられよう<sup>(43)</sup>。また、正確な時期は不明ながら、イエニチエリの廃止の後しばらくして、ダマスカス城砦に総督が編成した部隊 *Şam valileri tarafından ulufeli asker* 50名が駐屯したことが確認されているので<sup>(44)</sup>、旧カプルは遅くとも1826年の末までには排除されたことがわかる。しかしながら、問題は旧イエルリーヤの排除にかんする規定がないことである。この問題については後の勅令を分析した上で考察したい。

1826年12月中旬頃、サーリフ・パシャの二度目のダマスカス州総督の任期が始まった。シハーピーは、彼が「着任に際して、コンスタンティノープル（イスタンブル）で行われていた新軍（ムハンマド常勝軍） *al-nizām al-jadid* の教官を伴って<sup>(45)</sup>」いたと記述する。これは彼が軍制改革を実施するためにダマスカス州に任せられたことの裏づけとなろう

1827年3月7日付の勅令はダマスカスの旧イエニチエリの財源の没収を命じた勅令である。イエニチエリのアガたちの財源であったシャルキー門とトゥーマ門の防衛税 *bevvabiye-i Bab-ı Şarki ve Bab-ı Toma*（年額354クルシュ）は、イエニチエリの廃止後、国庫 *canib-i miri* に没収され、総督の収入となっていたが、1827年からはムハンマド常勝軍の財源となるように定められた<sup>(46)</sup>。

3月12日に旧イエルリーヤと旧カプルの財源の調査が実施された。財源の問題箇所で述べたごとく、旧イエルリーヤだけで実際には規定額の2.5倍ほどの収入を得ていたことがこの時に初めて判明した。また、この時の調査では旧イエルリーヤの軍事能力の不足も指摘された。イエニチエリの廃止以前にはイエルリーヤの将校で部屋頭 *odabaşı* と呼ばれる人物が一年交代で巡礼道の城砦の防衛を担当していたが、部屋頭一人で二つの城砦を防衛するのが慣例化した結果、充分に兵を配備することができなくなり、一つの城砦

さえろくに防衛できないことが報告された。それに対する対策として、城砦にムハンマド常勝軍を駐屯させること、部屋頭を城砦長 reisülkale という役職に改称して、給与はダマスカス州の財務庫 *Şam-ı şerif hazinesi* から支給することが提案された<sup>(47)</sup>。ここから、廃止されたはずの旧イエルリーヤが実際には存続していたことがわかる。おそらくイエニチエリの名称が廃止されただけで、旧イエルリーヤの組織そのものは維持されていたのであろう。そこでこの財源調査の機会に、旧イエルリーヤとムハンマド常勝軍との交代が提案されたのであった。

7月中旬頃にダマスカス州財務長官 defterdar ムハンマド・サディク・パシャ Muhammad Sadiq Pasha が州政府で旧イエニチエリの財源であったシャルキー門とトゥーマ門の防衛税、特別税、馬市税、羊市税の収入状況を報告し、これを没収するための勅令の発行を求めて、中央政府に上奏文を提出した<sup>(48)</sup>。そこにおいて、各門の防衛税が実際には354ケルシュではなく、2,636ケルシュだったことがわかり、中央政府がダマスカスのイエニチエリ事情に疎かつたことが再び露呈した。

同月、サーリフ・パシャはビカー地方にムハンマド常勝軍を派遣し、それまでイエニチエリの財源となっていたビカー地方の村々を武力で制圧した。そして今後は、ここの税収の四分の一をダマスカスで訓練中のムハンマド常勝軍の費用に充てることを決定した<sup>(49)</sup>。

これらの事実を総合すると以下のようにまとめることができよう。イスタンブルの場合とは異なり、ダマスカスではイエニチエリ廃止に際して全く混乱が生じなかった。それは始めの内は旧軍隊にそれ程圧力が加えられなかつたからである。だが、サーリフ・パシャの着任から旧イエニチエリの財源の調査が開始され、それを州の財務庫に没収する手続きが進み、ビカーのような一部の地方においては、武力による財源の没収さえ実行された。このような段階を踏んで、イエニチエリの財源を総督の管轄へ移管する作業が完了したのである。ただし、これでは単に総督が旧イエニチエリに給与を支払う権限を得たというだけである。旧カプルは確かにダマスカスの城砦

から排除されたが、旧イェルリーヤが実質的に軍事勢力として残存していることに変わりはない。そこで次のステップとして、旧イェルリーヤが防衛していた地方の城砦にムハンマド常勝軍を駐屯させるという提案が浮上してきたのである。そのためにはムハンマド常勝軍の編成を是が非でも成功させねばならなかった。

### 5. ムハンマド常勝軍の編成と改革の停滞

前節において、ムハンマド常勝軍の編成こそ旧イエニチエリの排除のための鍵であったことが明らかになった。本節ではムハンマド常勝軍の編成のプロセスに焦点をあてて、軍制改革を分析していくことにしたい。サーリフ・パシャの着任は、前述のごとく1826年12月のことであったが、ムハンマド常勝軍の編成はその約2カ月後の1827年2月24日付の2通の上奏文において初めて確認される。彼の第一の上奏文では、ダマスカス州にトルコ人がいないため、サーリフ・パシャがアラブ遊牧民 Arap ve Urban からムハンマド常勝軍を編成したが、アラブ遊牧民とダマスカス住民 ehl-i Şam の関係が良くないため、スィヴァス州、アダナ州で新たにトルコ人の軍隊を編成してダマスカス州に送り、アラブ遊牧民からなる軍隊の廃止を希望したことが述べられている。また、第二の上奏文には、彼が騎兵軍 sipahi の中で15才から40才までの逞しく、戦闘可能で、銃と剣を扱える若者の登録を命じたことが書かれている<sup>(50)</sup>。

3月10日の上奏文には、サーリフ・パシャがダマスカス郊外の緑の広場 Gök Meydan でムハンマド常勝軍を編成し、2名に軍用外套 kaput、帽子 şubara、スカーフ şal を与えて百人長 yüzbaşı に任命したことが述べられている<sup>(51)</sup>。しかし2名の百人長の率いる部隊は規模が小さく、この編成自体はダマスカスの住民に軍制改革を印象づけるための儀式的な意味合いが強かったと考えられる。

次の3月12日付の報告は、実質的にサーリフ・パシャの軍制改革の基本方針として位置づけられ、次の3点に要約することができる。

①ダマスカス州の治安維持には3,000人のムハンマド常勝軍が必要であり、内1,000人をハウラーンに、1,000人をハマー、ホムスに駐

屯させ、1,000人を総督の親衛部隊としたい。②旧軍隊がウルファやバルザン出身のクルド人 Akrad taifesi であって、ダマスカス州に長年居住していたため、総督が州と巡礼道の防衛に彼らとイェニチエリを雇用せざるをえなかつたのが騒乱の原因 mefasid だった。③新しい軍隊はパヤス、ウゼイル、ペイラン、アдан（アナトリア南東部）にいるトルコ人 Türk uşağı から徵兵し、それをもつてダマスカスに残存する15,000人の旧軍隊を各方面に追放する方針である<sup>(52)</sup>。要するに、サーリフはトルコ人によって新たに軍隊を編成して、アラブ人とクルド人の旧軍隊を駆逐しようと考えていたのであった。

しかしながら、この基本方針が必ずしも円滑に進まなかつたことは、その3ヵ月後の5月31日付の上奏文から明らかとなる。サーリフは、スィヴァス州、アдан州から各1,600名、合計3,200名の騎兵を編成する予定だったが、条件をクリアした者はわずか150~200名であり、しかもこの軍隊では巡礼団を護衛できないことが判明したので、やむなくダマスカス州の村々から、かつてイェニチエリに所属したことのない12才から15才までの貧農500名を徵兵してムハンマド常勝軍に編入したと述べている<sup>(53)</sup>。それに対して中央政府は、農民からの部隊編成は認めるが、将校はトルコ人か現地の然るべき子弟から Türk uşaklarından ve bazı Şam yerlisi kişi zadelerinden 任命せよと返答した<sup>(54)</sup>。

つまり、この時点でサーリフ・パシャは、アラブ人とクルド人を徵兵しないという基本方針から早くも外れてしまったことになる。しかし「かつてイェニチエリに所属したことのない」アラブ人の貧農を徵兵したという点に、サーリフの軍制改革へのこだわりが読みとれる。また、中央政府が兵卒へのアラブ農民徵兵を承認しつつも、将校にはトルコ人を任命するようにという条件をつけたことは興味深い。兵卒にアラブ人農民を徵兵し、その将校にトルコ人などの非アラブ人を任命する方法は、同時期にエジプト州総督のムハンマド・アリーが編成していた軍隊の構成と似ている<sup>(55)</sup>。

翌年の1828年4月、ギリシア独立戦争をめぐって列強との関係が

こじれたことから、オスマン朝はロシアとの戦争に巻き込まれることとなつた。まだムハンマド常勝軍の編成は充分でなく、オスマン朝軍は各地で苦戦を強いられた。バルカンではイブライル防衛に成功し（6月）、ロシア軍の進撃を食い止めたものの、アナトリアではカルス城砦が陥落した（7月5日）<sup>(56)</sup>。

これに対して6月10日に、サーリフ・パシャはダマスカス州の兵員数について中央政府に報告を行なつた。これを要約すると、ダマスカス州に駐屯するムハンマド常勝軍は、わずかにアラブ人農民兵500名と、アдан州、スィヴァス州出身のトルコ人538名だけであった。総督の配下には他に各種の傭兵隊（セグバン sekban、マグリブ人 mağribi、ハウワーラ havvari）、計150名がダマスカスに駐屯し、他に州内の9カ所の城砦に駐屯する守備隊が1,080名おり、他にも人数不明の傭兵隊（デリ deli、トゥファンクジー tüfenkçi）がいた<sup>(57)</sup>。

その2ヵ月後の8月25日にサーリフが中央政府に送った報告が実質的には彼の軍制改革の総決算といえる。これは以下の6点に要約される。①ダマスカス州治安維持に必要な3,000名確保のため、今までに2回ムハンマド常勝軍を編成した。②ダマスカス州の村や郡から徴兵された兵卒は役に立たないので、今後編成される軍にはトルコ人を徴兵すべきである。③新軍隊の定着のためには、残存する旧軍隊を追放せねばならない。④トルコ人によってムハンマド常勝軍を編成するために、スィヴァス州、アдан州から徴兵した。⑤しかしながら、このムハンマド常勝軍を訓練する教官の能力が不足していたために、騎兵も歩兵も充分に訓練することができなかつた。⑥まず第一に騎兵教官と歩兵教官を育成せねばならない<sup>(58)</sup>。さらに3ヵ月後の11月8日には、ダマスカス城砦に駐屯する総督直属の部隊の能力が不足しているので、ムハンマド常勝軍の砲兵隊 topçu 及び歩兵合わせて50名から60名を駐屯させるよう命じる勅令が中央政府から発せられたが、これは実現しなかつたようである<sup>(59)</sup>。

以上の流れを総合すると、サーリフ・パシャの軍制改革はどのように評価できるであろうか。彼が編成したムハンマド常勝軍はアラブ人、トルコ人を合わせても1,038名であり、最初の目標であった

3,000人には到達できなかった。しかもその半数は役立たずの烙印を押されたアラブ人農民兵士であり、一方のトルコ人からなるムハンマド常勝軍は常にダマスカスの住民とトラブルを起こしていた上、訓練状態も良くなかった。旧イエニチェリの内、旧カプクルは解隊され、旧イエルリーヤは一応、総督の指揮下に入ったが、完全に掌握されているとは言い難く、これに対抗するために、総督はムハンマド常勝軍よりもむしろデリやマグリブ人、セゲバンなどの傭兵隊に頼らざるを得なかった。そのためにカプクル以外の旧軍隊の解隊が難航することとなり、サーリフの改革は充分な成果をあげなかつた。全ての原因は充分な数のトルコ人を徴兵してムハンマド常勝軍を編成することができなかつたためである。まもなくサーリフ・パシャはダマスカス州総督職から解任され、己の軍事改革の成果を見届けることなく、解任直後の12月頃に死去した<sup>(60)</sup>。

サーリフの次に総督となったムハンマド・アミーン・ラウーフ・パシャ Muhammad Amin Ra'uf Pasha も元大宰相であったが、彼に命じられた軍制改革は前任者のものとは異なっていた。というのは当時、オスマン朝はロシアとの戦争の最中であったため、ダマスカス州に対する勅令も戦争遂行を支援する類のものに変質していくからである。着任早々に彼が受け取った1828年11月下旬頃発行の勅令には、対ロシア戦争に従事するムハンマド常勝軍を増員するため、規定に合って、若く、逞しく、勇敢で、戦闘能力があり、素性の確かな「町の子 ibn-i beledler」1,000名を急募してイスタンブルへ派遣せよと書かれている<sup>(61)</sup>。対ロシア戦争遂行のためとはいえ、この勅令では、それまで慎重に避けられてきたアラブ人「都市民」を徴兵することが認められた。この勅令に従ってラウーフ・パシャは、ダマスカス周辺とハマー、ホムス、マアッラの諸郡からアラブ人を徴兵し、1829年3月15日に451人、翌月に207人をイスタンブルに向けて派遣した<sup>(62)</sup>。

この勅令は、トルコ人によってムハンマド常勝軍を編成することの断念ととらえられるだろう。これでサーリフの目論んだ軍制改革のプログラムが挫折し、根本的な変更を迫られることになった。こ

の後、1829年6月11日のクレフチャの戦いでオスマン側の戦線が崩れ、ドナウ河畔のシリストレ陥落（6月30日）によって戦争は急展開する。遂にはエディルネが陥落（8月19日）し、万策尽きたオスマン朝はエディルネ条約を結んでロシアと和平することになった（9月14日）<sup>(63)</sup>。

戦争の終結の後、ラウーフ・パシャに命じられた任務は徵兵ではなく、ムハンマド常勝軍の新しい財源を捻出するための徵税であった。ダマスカス市内の店舗、倉庫に課されるこの新税はサールヤーン *sālyān* 税と命名された。この命令は1831年2月に布告されたが、住民の激しい反対にあたったために撤回を余儀なくされ、ラウーフ自身もその少し後に総督職から解任された<sup>(64)</sup>。

ラウーフの後任は、1826年のイエニチエリ廃止の立役者であり、元大宰相のサリーム・パシャであった。当時のシリアの年代記は彼の着任を以下のように記している。

1831年8月15日、サイイダの祝日（マリアの被昇天祭）、ダマスカスにパシャ閣下が入城した。その名をムハンマド・サリーム・パシャという。（中略）彼は5,000名ともいわれる兵隊とともに入城した。入城は莊嚴であった。このパシャが大宰相だったとき、スルタン・マフムト（2世）がイスタンブルのイエニチエリに対して怒りをあらわにした。当時、イエニチエリは60,000名いたが、このパシャ閣下は彼らを殺害した上に、イエニチエリの妻6,000人を水中に溺れさせたといわれる。そこで（中略）人々は恐れおののいた（カッコ内は筆者の挿入）<sup>(65)</sup>。

サリーム・パシャはダマスカス城砦に自分の指揮下にある部隊を駐屯させた後、町の名望家たち *a'yān al-balad* を集めて、サールヤーン税の徵収を再び宣言した。しかしながら彼の強硬な姿勢に対して、「町のアガたち *āghāwāt al-balad*」を中心とした住民の反乱が起こった。反乱側はサリーム・パシャをダマスカス城砦に攻囲し、遂には殺害してしまった<sup>(66)</sup>。サリームの死はダマスカス州においてこれ以上軍制改革を続行することも、またムハンマド常勝軍編成のための費用を捻出させることも困難であることを、改めて中

央政府に思い知らせることになったのである。

さらに、この反乱の直後、エジプト州総督ムハンマド・アリーの長子イブラーヒーム・パシャ Ibrāhim Pasha の率いるエジプト軍がシリア地方を席巻し、約10年間にわたってシリアを支配下に置くこととなった。1840年に再びオスマン朝がシリア支配を回復したときには、すでにスルタンの位はマフムト2世からアブデュルメジト(在位1839-61)に移っており、この新スルタンの下で、タンズィマート改革と呼ばれる新たな改革が始まっていた。このことから、本論文ではサリームの死をもってマフムト2世時代におけるダマスカスの軍制改革の終了とみなすこととした。

## 6. おわりに

マフムト2世の治世に実現した1826年のイエニチエリの廃止とそれに続く軍制改革は、地方州のレベルでは一体どのように評価すべきだろうか。ダマスカス州に限っていえば、それはサーリフ・パシャの改革に象徴される。サーリフが実施した軍制改革の第一段階は、中央政府による地方州の軍隊の実態の把握、特に軍隊が俸給として獲得していた徵税の実態を把握することにあった。この段階は完全に成功し、1827年中には旧カプクル、旧イエルリーヤの財源が台帳に記録され、その後でこれらの財源の管理は旧カプクル部隊長、旧イエルリーヤ部隊長の手から総督へと移された。

サーリフの目論みとしては、トルコ人で編成したムハンマド常勝軍をダマスカス州に駐屯させ、アラブ人、クルド人からなる旧軍隊を解隊していくのが、第二段階となるはずであった。しかしながら、この目論みは成功しなかった。ダマスカス城砦から旧カプクルを排除して、総督の編成した部隊を駐屯させたものの、巡礼道の城砦には旧イエルリーヤが実質的に残存していた。サーリフの目指す最終目標は、ダマスカス州内に駐屯する全ての軍隊をトルコ人のムハンマド常勝軍と交代させ、その軍事力を使って、強権を発動できる総督となることであった。

これをもう一段進めて言うと、中央政府の基本方針は、ムハンマ

ド常勝軍をトルコ人だけで編成するつもりだったということになる。現実の必要性から、実際にはアラブ人の徴兵も行われたのだが、少なくともサーリフは、イエニチエリに代わるオスマン朝の新しい軍隊の中核として、アラブ人でも、クルド人でもなく、トルコ人を選んだことが明らかである。中央政府における動き、および他の地方州におけるムハンマド常勝軍の編成についての研究が今後の課題であるが、少なくともダマスカス州にかんする限り、徴兵におけるトルコ人優先の思想が明確に打ち出されたことは興味深い。しかしながら、肝心のムハンマド常勝軍の編成が失敗したことで、サーリフ・パシャの軍制改革のプログラムは挫折したのであった。

サーリフの後にダマスカス州総督となったラウーフとサリームの2人のパシャは、かなり修正された改革の実施を求められた。即ち、1828年から29年までの露土戦争にあたっては、ダマスカス州に居住するアラブ人からムハンマド常勝軍を編成すること、戦争が終了した後には、ムハンマド常勝軍を編成する財源の確保のためにダマスカス州で新たに徴税を実施すること、この2つが彼ら2人に課せられた任務だったのである。しかしながら、これも失敗に終わったことは、1831年のダマスカスの反乱において最も如実に示されたといえるだろう。

以上、ダマスカスにおけるイエニチエリの廃止のプロセスを具体的に明らかにしたことによって、憶測にもとづく議論から脱却して、今後は、廃止後の軍人の状況について、建設的な議論を積み重ねることができるとと思われる。ここで強調しておきたいのは次のことがある。すなわち、イエニチエリの廃止の後に旧部隊の財源が総督に掌握された結果、旧イエニチエリの集団としての結束力は弱まり、旧イエニチエリの将校であったアガたちは、以前のように自分の都合だけで会計を操作することができなくなり、部下の兵卒を維持することも困難になった。

こういった状況のなかで彼らが総督に対抗するためには、デリ、マグリブ人などの傭兵隊の将校であるアガたちの協力をとりつけることが最も自然な成り行きだったといえる。何故なら、総督たちの

改革が順調に進んで、ムハンマド常勝軍の編成が成功した暁には、これらの傭兵隊も同様に駆逐される運命にあったからである。アガたちの協力関係は、例えば1831年の反乱において見ることができる。反乱を指導した「町のアガたち」は旧イエニチエリのアガや傭兵隊のアガ、州政府の職に就いていたアガたちから構成される集団であった。言い換えれば、マフムト2世の下で進められた軍制改革が、ダマスカスにおいてはアガたちの結束を促進したということになろう。即ち、1826年のイエニチエリの廃止という事件は、ダマスカスのアガたちが一つの社会集団として成立する一つのきっかけとなったと結論づけられるのである<sup>(67)</sup>。

### 註

以下で用いるヒジュラ暦の略号 ムハッラム；M サファル；S ラビーウルアウワル；Ra ラビーウッサーニー；R ジュマーダルウラー；Ca ジュマーダルアーヒラ；C ラジャブ；B シャーバーン；S ラマダーン；N シャウワール；L ズルカーダ；Za ズルヒッジヤ；Z 上旬；1 中旬；t 下旬；r

(1) イエニチエリ研究は Uzunçarsılı, İ.H., *Osmalı Devleti Teşkilatından Kapukulu Ocakları*, 2vols, 3rd ed., Ankara, 1988. が最良。日本における研究は以下を参照。三橋富治男『オスマン＝トルコ史論』吉川弘文館, 1982年。

(2) Rafeq, A.-K., *The Province of Damascus, 1723-1783*, Beirut, 1966. 以下に他の主な研究を発表年代順に上げる。Koury, G. J., *The Province of Damascus, 1783-1832*, Ph. D. diss., The University of Michigan, 1970. Rafeq, A. -K., "The Local Forces in Syria in the Seventeenth and Eighteenth Centuries", in V. J. Parry and M. E. Yapp (eds.), *War, Technology and Society in the Middle East*, London, 1975, pp.277-307. Barbir, K. K., *Ottoman Rule in Damascus, 1708-1758*, Princeton, 1980. Bakhit, M. A., *The Ottoman Province of Damascus in the Sixteenth Century*, Beirut, 1982. Pascual, J.-P., *Damas a la fin*

- du X VI<sup>e</sup> siècle d'après trois actes de waqf ottomans*, Damas, 1983. id., "The Janissaries and the Damascus Countryside at the Beginning of the Seventeenth Century according to the Archives of the City's Military Tribunal", in T. Khalidi (ed.), *Land Tenure and Social Transformation in the Middle East*, Beirut, 1984, pp.357-369. Schilcher, L. S., *Families in Politics, Damascene Factions and Estates of the 18th and 19th Centuries*, Stuttgart, 1985. Nu'aysa, Y. J., *Mujtama' Madina Dimashq, fi al-Fitra mā bayna AH. 1186-1256/AD.1772-1840*, 2vols, Dimashq, 1986. 大河原知樹「ダマスカスにおけるアーガー層の成立」『日本中東学会年報』7号, 1992年, 39-84頁。
- (3) Bodman, J. H. L., *Political Factions in Aleppo, 1760-1826*, Chapel Hill, 1963. その他の主な研究として Marcus, A., *The Middle East on the Eve of Modernity: Aleppo in the Eighteenth Century*, New York, Oxford, 1989. 黒木英充「都市騒乱にみる社会関係：アレッポ 1819-1820年」『日本中東学会年報』3/1号, 1988年, 1-59頁。がある。
- (4) Raymond, A., *Artisans et commerçants au Caire au XVIIIe siècle*, 2vols, Damas, 1973.
- (5) オスマントルコ支配下のアラブ地域の都市社会におけるイエニチエリの位置づけは以下を参照。Hourani, A., "Ottoman Reform and Politics of Notables", in id., *The Emergence of the Modern Middle East*, Guildford, London, Oxford, Worcester, pp.36-66. Holt, P.M., *Egypt and the Fertile Crescent 1516-1922*, London, 1985 (rep. of 1966). Gibb, H. and H. Bowen, *Islamic Society and the West: A Study of the Impact of Western Civilization on Muslim Culture in the Middle East*, 2vols, London, 1950, vol.1, part.1.
- (6) Uzunçarşılı, op.cit. 筆者は未見ながら、以下の研究がある。Reed, H. A., *Destruction of the Janissaries by Mahmud II in June 1826*, Ph. D. diss., Princeton University, 1951.

- (7) Rafeq, A.-K., "The Social and Economic Structure of Bāb-al-Muṣallā (al-Midān), Damascus, 1825-1875", in G. N. Atiyeh and I. M. Oweiss (eds.), *Arab Civilization, Challenges and Responses*, New York, 1988, p.274.
- (8) Nu'aysa, *op.cit.*, p.241. 以下の研究も同じ立場である。Schilcher, *op.cit.*, p.40.
- (9) トルコ総理府オスマン時代文書局 Başbakanlık Osmanlı Arşivi (以下BOA) 所蔵, Hatt-ı Hümeyun (以下HH), 20827-G (1247 Ca 30/1831 Nov. 6).
- (10) Koury, *op.cit.*, p.181.
- (11) Bodman, *op.cit.*, p.137ff. この人物の本名は 'Abd Allāh al-Bābinsi である。al-Ghazzī, K., *Kitāb Nahr al-Dhabab fi Tārikh Halab*, 3vols, 1993, Halab, vol.3, p.281.
- (12) シリア歴史文書館 Markaz al-Wathā'iq al-Tārikhiya bi-Dimashq (以下MWT) 所蔵, al-Awāmir al-Sultāniya (以下AS), Dimashq, vol.2, no.149 (1241 Za t/1826 Jun. 27-Jul. 6).
- (13) Hourani, *op.cit.*, p.58.
- (14) 行政については Bakhit, *op.cit.*, pp.1-163. イエニチエリについては *ibid.*, pp.94-101. 部隊規模については Barbir, *op.cit.*, p.95.
- (15) *ibid.*, pp.89-97.
- (16) 985 Ca 4/1577 Jul. 20日付勅令。Rafeq, "Local Forces", p.277.
- (17) Bakhit, *op.cit.*, p.105f.
- (18) Rafeq, *op.cit.*, p.31f. id, "Local Forces", p.278. al-Humūd, N.R., *al-'Askar fī Bilād al-Shām fī al-Qarnayn al-Sādis 'Ashar wa al-Sābi' 'Ashar al-Milādiyayn*, Bayrūt, 1981, p.41f.
- (19) Gibb and Bowen, *op.cit.*, p.218ff. Rafeq, "Local Forces", p.279f. 大河原, 前掲論文, 59-69頁。
- (20) 門衛諸軍団は、歩兵のイエニチエリと騎兵の六連隊衆 altı bölük halkı, および新参兵 acemi や砲兵隊 topçu, 砲車兵 top arabacı, 鎧師 cebeci などの補助部隊からなっている。
- (21) al-Muhibbi, M., *Khulāṣa al-Athar fī A'yān al-Qarn al-Hādi*

- 'Ashar, n.d. (rep. of 1867/1284), n.p., p.311. カプクルの概要については Rafeq, "Local Forces", p.279. 1740年の追放に関する年代記の記述は Ibn Kinnān, M., *Yawmīyāt Shāmiya min 1111/1699 hattā 1153/1740*, edited by A. H. al-'Ulabi, 1994, Dimashq, p.519. al-Budayri, A., *Hawādith Dimashq al-Yawmiya 1154-1175/1741-1762*, edited by A.'I. 'Abd al-Karim, al-Qāhira, 1959, p.5f.
- (22) イエルリーヤの概要については Rafeq, "Local Forces", pp.279f, 302-305. 1746年の弾圧に関する年代記の記述は Budayri, *op.cit.*, pp.66-70.
- (23) Rafeq, "The Social and Economic Structure", p.298. Nu'aysa, *op.cit.*, vol.1, p.228f.
- (24) Rafeq, "Local Forces", p.291f.
- (25) BOA, Cevdet-Askeriye (以下 CA), no.48908 (1217 N 15/1803 Jan. 9). al-'Abd, H., *Tārikh Hasan Āghā al-'Abd, Hawādith Bilād al-Shām wa al-Imbaraṭūriya al-'Uthmāniya*, edited by Y. J. Nu'aysa, Dimashq, 1986, p.82.
- (26) この年代記では Barhām Āghā と記述されている。ibid., pp.84-94, 98-102.
- (27) ibid., pp.73f, 96, 137. Anonymous, *Tārikh Hawādith al-Shām wa Lubnān aw Tārikh Mikhā'il al-Dimashqī 1192-1257/1782-1841*, edited by A. Gh. Sabbānū, Dimashq, 1981, pp.21, 26f, 38.
- (28) Muhibbi, *op.cit.*, p.311.
- (29) この典拠は BOA, CA 文書のイエニチエリ給料台帳 mevacib defteri. Barbir, *op.cit.*, p.183. ダマスカスとガザ, ラムラ, ラッジューン特別税は後述の avarız と同じと考える。avarız は特定の家族 avarızhanē への課税。この台帳にみえる家屋税 heads of household tax は, 1825/6年の台帳にみえる家屋税 bac-ı hane-i miri ve tevabi と同じと考える。
- (30) BOA, HH, no.34919 (1242 Ş 13/1827 Mar. 12).
- (31) ibid.

- (32) ibid. *matbah* の原義は「台所」の意味。特別手当 *havaî tayyarat* の各語の原義は *hava* 「空気」, *tayyarat* 「鳥」である。*havaî* は *havaî gedik* など、権利確認のための証書類とともに使われる語。*tayyarat* は属州の役人給与財源を意味する語。Pakalın, M.Z., *Osmâni Tarih Deyimleri ve Terimleri Sözlüğü*, 3vols, İstanbul, 1993, vol.1, p.769, vol.3, p.426.
- (33) MWT, AS, Dimashq, vol.1, no.1 (1237 M 5/1821 Oct. 2), 2 (1237 N 27/1822 Jun. 17). 当時の1アクチエは1パラの3分の1, 1クルシュの120分の1に相当する。Pakalın, *op.cit.*, vol.1, p.32ff.
- (34) MWT, AS, Dimashq, vol.2, no.211 (1243 R 18/1828 Nov. 8). 「布現物税」の実態は不明だが, *akmiše* が「布」, *tuhfe* が「贈り物」を意味することから、布の現物納の形態をとる税と推定される。
- (35) 永田雄三「マフムート二世の中央集権化政策の一端—アーヤーン, デレベイ対策をめぐってー」『オリエント』vol.XII, nos.3-4, 1971年, 149-168頁。
- (36) 次の研究がこれに言及している。Nu'aysa, *op.cit.*, vol.1, pp.204-212.
- (37) Anonymous, *Hawâdith al-Shâm wa Lubnân*, pp.49-57. 'Abd, *op.cit.*, p.154f.
- (38) アレッポのイエニチエリの弾圧をホルトは1815年とするが, Holt, *op.cit.*, p.306. 典拠の史料が不明である。ボードマンや黒木氏はこの事件がジャラール・ディーン・パシャの総督時代(1813-1816)に生じたと述べるが、正確な日付は記していない。Bodman, *op.cit.*, p.130f. 黒木, 前掲論文, 15-16頁。ガッズィーの年代記にも日付はないが、前後関係から1813年の前半と1814年の初頭の2度にわたってイエニチエリの有力将校が殺害されたことが推測される。Ghazzi, *op.cit.*, p.247ff.
- (39) Uzunçarşılı, *op.cit.*, vol.1, pp.522-620.
- (40) MWT, AS, Dimashq, vol.2, no.153 (1241 Za 1/1826 Jun. 6-15). その後に内容の少し異なる勅令が出された。MWT, AS, Dimashq, vol.2, no.162 (1241 Za t/1826 Jun. 16-25). 逃亡イエニチエリ兵搜

索のための国内通行証 mürür tezkeresi の発行については以下を参照。Çadircı, M., "Tanzimat döneminde çıkarılan Men'i mürür ve Pasaport nizâmnâmeleri", *Belgeler*, XV, 1993, pp.169-180+4 facs.

- (41) MWT, AS, Dimashq, vol.2, no.149 (1241 Za t/1826 Jun. 16-25). katar ağaları はイエニチエリ上級将校 7 人 kul kethüdası, zağracıbaşı, seksoncubaşı, turnacıbaşı, muhzır ağa, kethüdayeri, başbölükbaşı の総称。ザーラジュは軍団第64連隊, トゥルナジュは第68連隊, セルダルは地方イエニチエリ部隊長, ヨルダシュはイエニチエリ兵を指す。Sertoğlu, M., *Osmanlı Tarih Lûgati*, 2nd ed., 1986, İstanbul, pp.180, 347, 368, 372. ポリュク・アースはおそらく部隊 bölüm の副官, ザービトは将校を指す。
- (42) MWT, AS, Dimashq, vol.3, no.99 (1241 Z 19/1826 Jul. 25). BOA, HH, no.17315 (1241/1826-27), 17315-C (1241 Z 19/1826 Jul. 25), 17366 (1242/1827-28). 勅令では on altı bölüm ve yirmi dört cemaatin nisf-i ortaları (第16大隊と第24連隊に属する複数の大隊の半分) であるが, ortaların nisfi でなく, nisf-i ortalar であることから, 大隊の半分の規模の部隊があったと推定される。BOA, HH, no.17315-C は MWT, AS, Dimashq, vol.3, no.99 (1241 Z 19/1826 Jul. 25) と同一内容の上奏文で, 後者は受取手であるイスタンブルに収められた現物, 前者は発送元であるダマスカスの控え。
- (43) MWT, AS, Dimashq, vol.2, no. 163 (1241 Za t/1826 Jun. 16-25)..
- (44) MWT, AS, Dimashq, vol.2, no.211 (1243 R 18/1827 Nov. 8).
- (45) al-Shihâbi, A.H., *Lubnân fi 'Ahd al-Umarâ' al-Shihâbiyyîn*, edited by A. Rustum and F. al-Bustâni, 3vols, Bayrût, 1984, vol.3, p.785. 彼の経歴は Mehmed Sureyya, *Sicill-i Osmani yahud Tezkere-i Meşahir-i Osmaniye*, 4vols, 1308-11/1890-1894, vol.3, p.213f.などを参照。
- (46) MWT, AS, Dimashq, vol.2, no.176 (1242 § 8/1827 Mar. 7).
- (47) BOA, HH, no.34919 (1242 § 13/1827 Mar. 12).

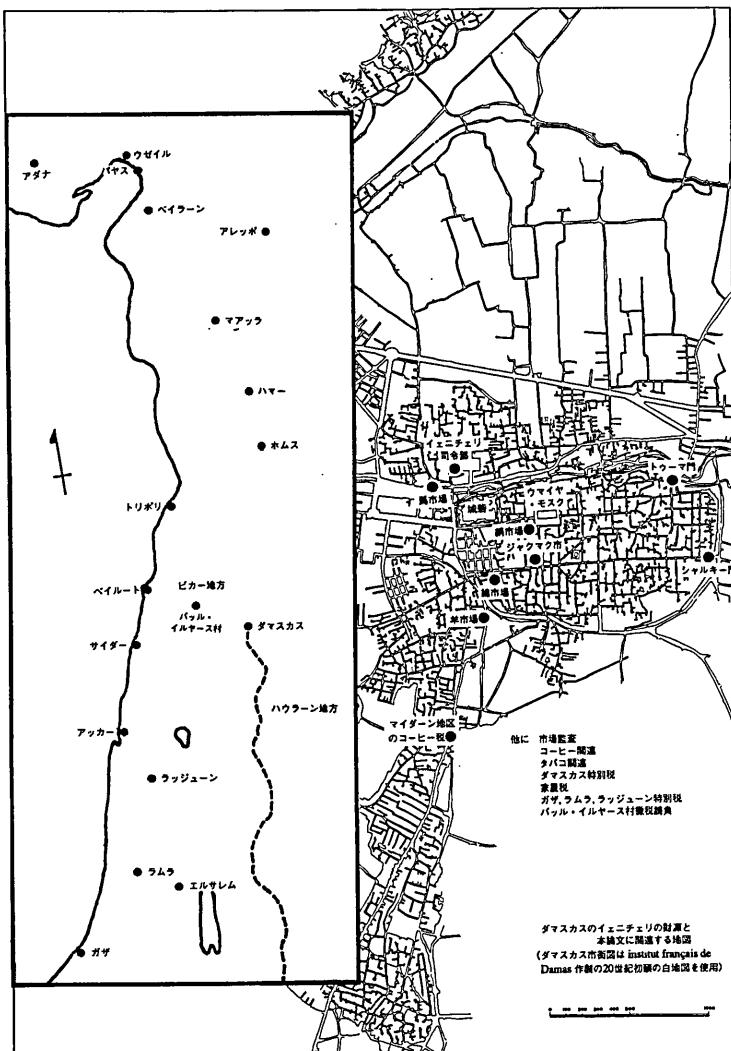
- (48) MWT, AS, Dimashq, vol.3, no.111 (1242 Za r/1827 Jun. 16-25), 112 (1242 Za r/1827 Jun. 16-25).
- (49) Shihābi, *op.cit.*, vol.3, p.788. ustādiya はイエニチエリの将校 ustādhūn のシャーム方言。
- (50) BOA, HH, no.21154-A (1242 B 27/1827 Feb. 24), 21154-B (1242 B 27/1827 Feb. 24).
- (51) BOA, HH, no.21146 (1242 S 11/1827 Mar. 10).
- (52) BOA, HH, no.21164 (1242 S 13/1827 Mar. 12). バルザンとはイラク北部の Bārzān のこと。
- (53) BOA, HH, no.21160 (1242 Za 5/1827 May 31).
- (54) 中央政府からの返答は BOA, HH, no.19110-A (1243/1827-28).
- (55) サーリフは後に農民の徴兵を放棄したので、この試みは定着しなかった。エジプトでは、1870年代に農民出身将校によるオラービー運動が起こったが、シリアではこの様な動きはみられない。
- (56) Anderson, M.S., *The Eastern Question, 1774-1923*, New York, 1966, p.69f.
- (57) BOA, HH, no.19110 (1243 Za 27/1828 Jul. 10). uşak はトルコ語で「徒弟、子弟」の意味。
- (58) BOA, HH, no.21145 (1244 S 13/1828 Aug. 25).
- (59) MWT, AS, Dimashq, vol.2, no.211 (1243 R 18/1827 Nov. 8). 1831年のサリーム・パシャの時代でもなお、ダマスカス城砦に駐屯していたのは、総督に属する傭兵隊（スイクマーン=セグバン）であり、ムハンマド常勝軍の駐屯は実現しなかった。Anonymous, *Mudhakkirāt Tārikhiya 'an Ḥamla Ibrāhim Bāshā 'alā Sūriyā*, edited by A. Gh. Sabbānū, n.d., Dimashq, pp.24,30,33,35.
- (60) MWT, AS, Dimashq, vol.4, no.18 (1244 B 2/1829 Jan. 8).
- (61) 彼の経歴は Mehmed Sureyya, *op.cit.*, vol.3, p.422f.などを参考。MWT, AS, Dimashq, vol.4, no.17 (1244 Ca t/1828 Nov. 18-27).
- (62) 徴兵実施は、MWT, AS, Dimashq, vol.4, no.22 (1244 L 7/1829 Apr. 12), 23 (1244 L 7/1829 Apr. 12). BOA, HH, no.17930 (1244

N 27/1829 Apr. 2), 17954-B (1244 N 25/1829 Mar. 31).

- (63) Anderson, *op.cit.*, pp.70-73.
- (64) サールヤーン税の実施は Anonymous, *Mudhakkirāt Tārikhiya*, p.23.
- (65) 彼の経歴は Mehmed Sureyya, *op.cit.*, vol.3, p.60f.などを参照。Anonymous, *Mudhakkirāt Tārikhiya*, p.22.
- (66) *ibid.*, pp.24-40.
- (67) ダマスカスにおけるアガの社会集団としての成立については以下を参照。大河原, 前掲論文, 39-84頁。

〔付記〕

本論文執筆にあたり, 坂本勉先生, 佐藤次高先生, 三浦徹先生, 高松洋一氏より貴重な御意見, アドバイスを頂きました。この場をかりて感謝の意を表します。



付表 イエニチエリの財源の推移、その規定額と実態

年 代	市 場 関 連			物 品 関 連		
1656/7年	市場監査	馬市場	—	—	—	—
1705/6年 規定	市場監査 8,000.0	馬市場 1,752.0	羊市場 3,000.0	—	Jaqmaq市 仲買人税/2 1,440.0	—
					総計量 4,320.0	(a)ダマスカスの ゴーレム 5,500.0 (b)ゴーレム税 6,000.0
規定小計	8,000.0	1,752.0	3,000.0	1,440.0	4,320.0	11,500.0
1705/6年 実態	市場監査 7,140.0	馬市場 2,122.0	羊市場 4,050.0	—	Jaqmaq市 仲買人税/2 1,000.0	—
					総計量 4,665.0	* カバ門運 (a) 2,200.0 (b) 6,800.0 * マグン地区 ゴーレム税 660.0 1,595.0
実態小計	7,140.0	2,122.0	4,050.0	1,000.0	4,665.0	9,650.0
規定との格差	-860.0	370.0	1,050.0	-440.0	345.0	-1,850.0

1825/6年 規定	市場監査 8,000.0	馬市場 1,252.0	羊市場 3,000.0	—	Jaqmaq市 仲買人稅1/2 と錦市場 1,440.0	総計量と小外の関税 4,320.0	カセ-関連	
							(a) 5,500.0	(b) 6,000.0
規定小計	8,000.0	1,252.0	3,000.0		1,440.0	4,320.0	11,500.0	
1825/6年 実態	市場監査 19,741.0	馬市場 5,991.5	羊市場 5,000.0	* 錦市場 5,000.0	Jaqmaq市 仲買人稅1/2 と錦市場 11,187.0	総計量 22,519.0 (※ 1) 1,200.0	小外の関税 (※ 1) 6,865.0	* 布現物税 15,792.0
規定小計	19,741.0	5,991.5	5,000.0	5,000.0	11,187.0	23,719.5	6,865.0	15,792.0
規定小計 + 格差	11,741.0	4,739.5	2,000.0	5,000.0	9,747.0	19,399.5	-4,635.0	15,792.0
備考	一部没収			没収		一部没収	一部没収	没収
1827/8年 (※ 3)	市場監査 19,741.0	馬市場 5,092.0	羊市場 4,250.0	—	錦市場 11,187.0	総計量 22,519.5 (※ 2) 1,200.0	小外の関税 (※ 2) 6,865.0	—
備考	城砦守備隊	巡礼運営	—	—	城砦守備隊	城砦守備隊	—	—

年 代	防衛関連		特 別 税	關 連		総 計	出 典
1656/7年	市門 法廷の防衛	—	—	—	—	—	Muhibbi, p.311.
1705/6年 規定	—	家屋税 3,100.0	Damascus 特別税 16,305.5	Ghazza, Ramla, Leijun特別税 2,897.5	—	—	Barbir, p.183.
規定小計		3,100.0	16,305.5	2,897.5		52,315.0	ibid.
1705/6年 実態	—	家屋税 3,000.0	Damascus 特別税 16,205.0	Ghazza, Ramla, Leijun特別税 1,700.0	—	—	
実態小計		3,000.0	16,205.0	1,700.0		52,327.0	ibid.
規定との格差		-100.0	-100.5	-1,197.5		12.0	
1825/6年 規定	—	家屋税 3,200.0	Damascus 特別税 16,261.0	Ghazza, Ramla, Leijun特別税 2,797.5	—	—	BOA, HH, no. 34919.
規定小計		3,200.0	16,261.0	2,797.5		51,770.5	ibid.
1825/6年 実態	*Tuma, Sharq門防衛	(※4)	家屋税	Damascus 特別税	*ハーン監査 300.0	*Barr Ilyas 村徵稅請負	MWT, AS.

実態小計	1,500.0	2,029.0	10,050.0	47,700.0			4,600.0		Dimashq, vol.3, no.112.
規定の格差	1,500.0	2,029.0	10,050.0	47,700.0			300.0	4,600.0	159,475.0
備考	1,500.0	-1,171.0	-6,211.0	44,902.5			300.0	4,600.0	107,704.5
備考	没収			没収			没収		
1827/8年 (※ 3)	Turma, Sharqi 門防衛 1,725.0	—	Damascus 特別税 8,542.0	Ghazza, Ramla, Lajjun特別税 15,889.0	Khan al- Dibs特別税 1,200.0	Bida特別税		NWT, AS, Dimashq, vol.4, no.4.	
備考	巡査運営	—	巡査運営	巡査運営	巡査運営	—	巡査運営		

(※1) 日々の割当という名目の Kist-1 yevmi namyle 小タバコ計量徵稅請負

(※ 2) 日々の割当 Kist-1 yevmi

(※ 3) 1827/8年当時、イエチエリは廢止させていたため、このデータは総督による巡査支台帳から算出した参考史料

(※ 4) 家屋税 hane mukataasi

貨幣単位……トルシユ

\*……………規定にないが、実際には徵収されている税

……………該当データなし

没収……………1827年の時点で総督によって没収されたことが確実な財源  
城砦守備隊……………1828年末の時点で、巡査道の城砦の守備隊の給与用に徵収された財源  
巡査運営……………1828年末の時点で、巡査道の城砦や泉の維持、修理のために総督によって使われる財源